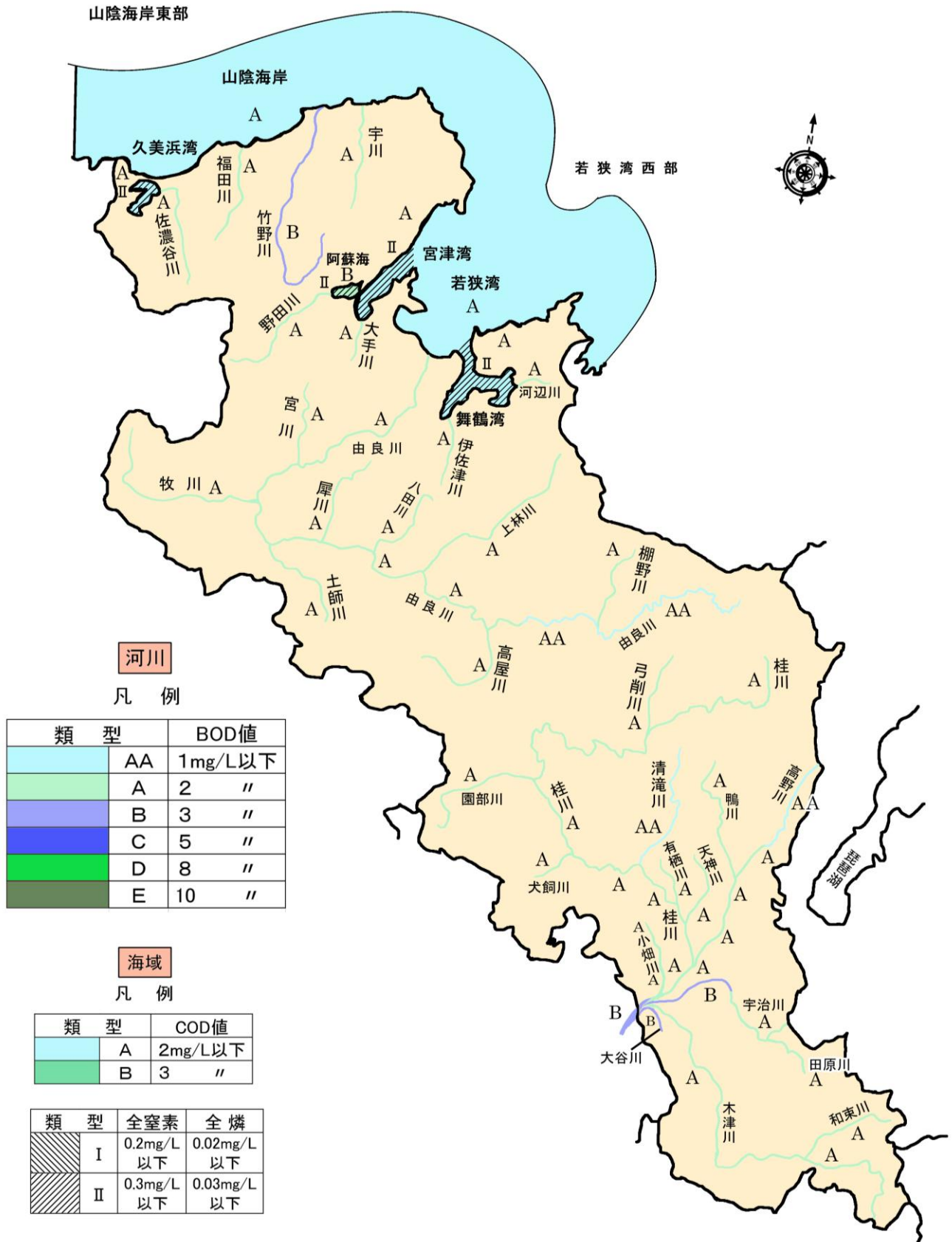


資料 1 公共用水域の水質保全

(1) 環境基準の類型指定状況



(2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

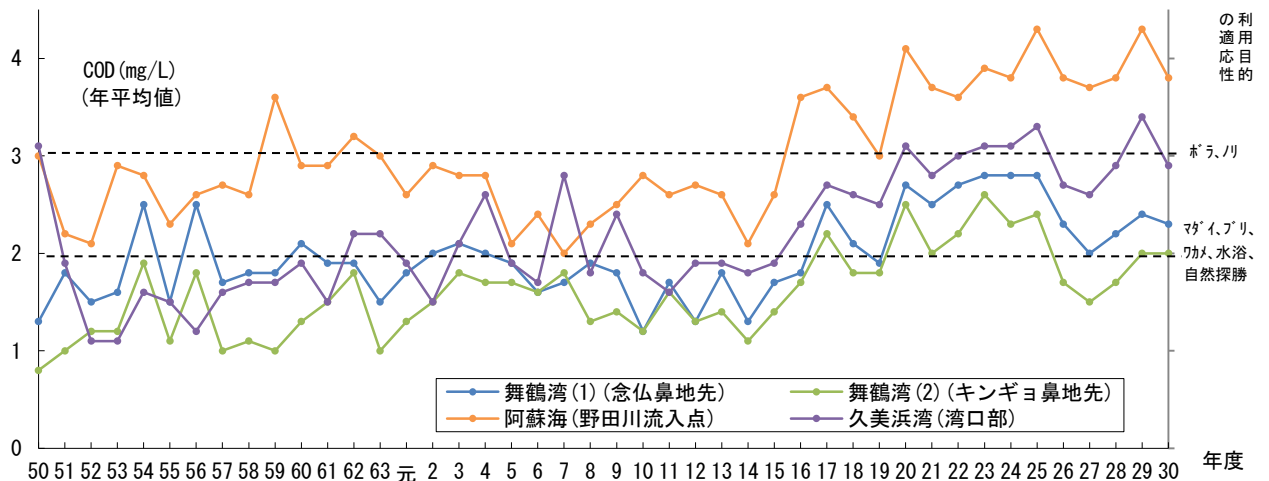
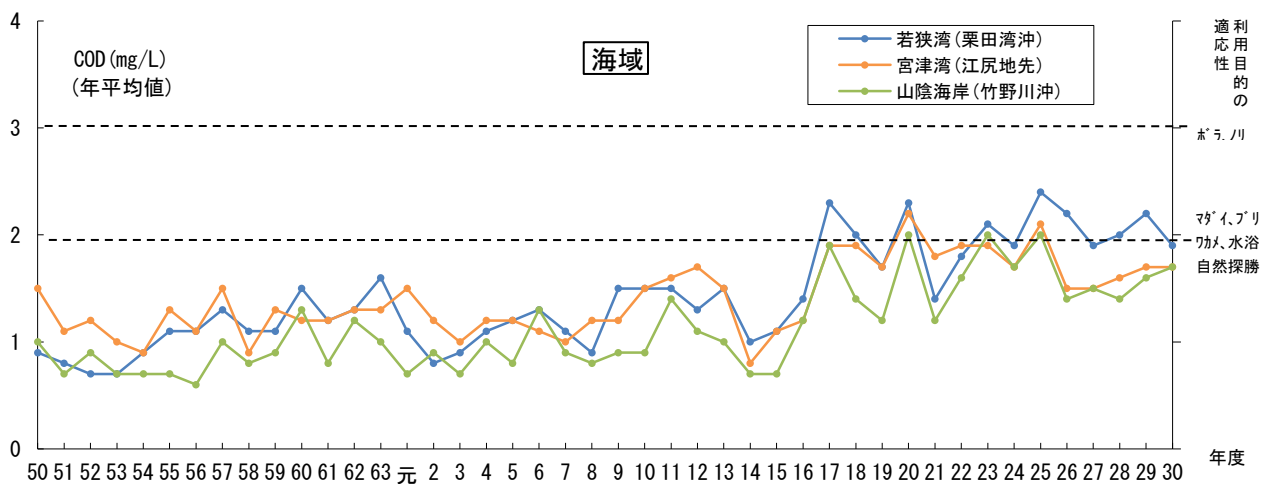
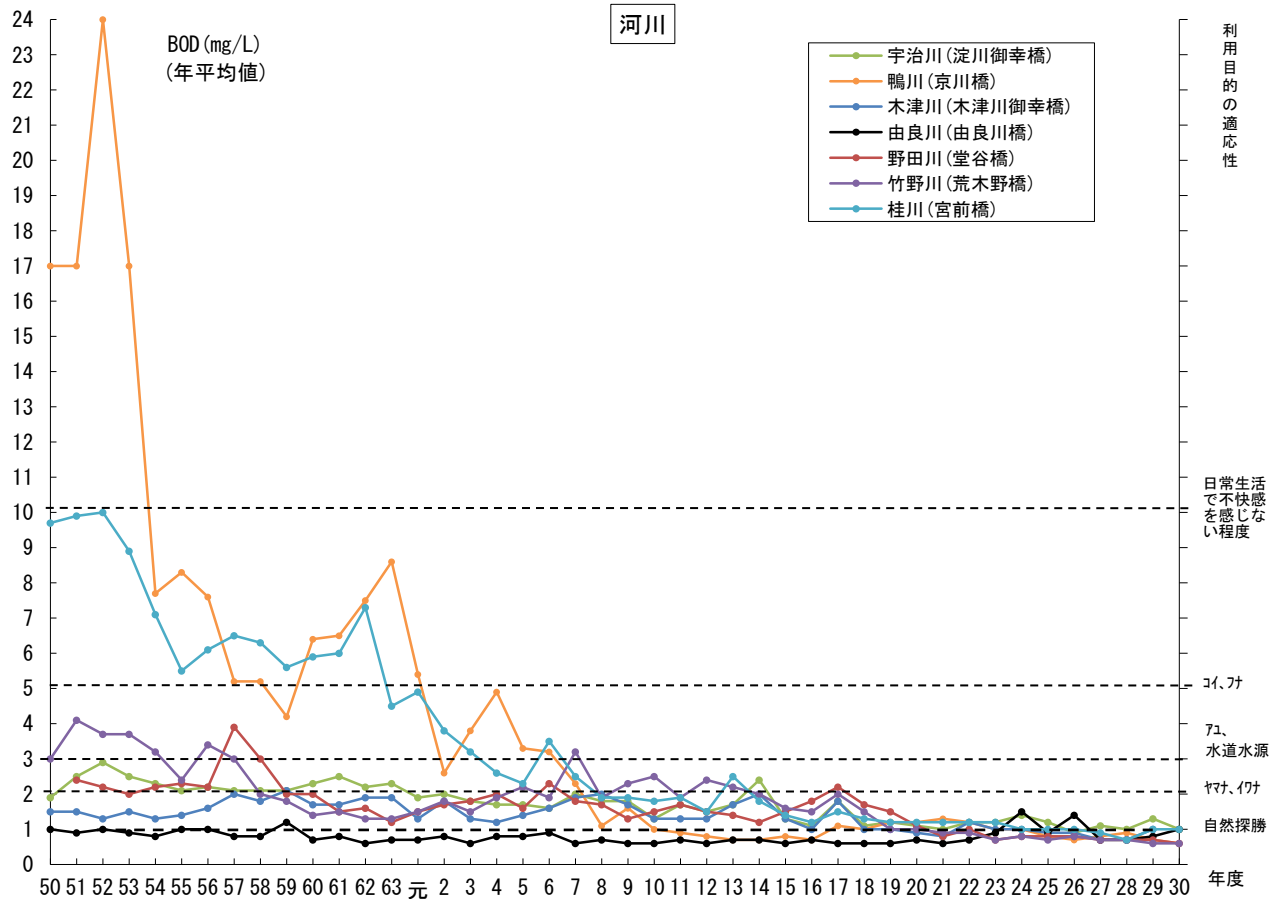
海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生植物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

(3) 公共用水域の水質状況（確定値）



(4) 排水基準等

下水道終末処理施設からの放流水に係る排水基準(有害物質以外のもの)

項目(単位)	法令		水質汚濁防止法 (排水基準を定める環境省令)			水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例 (平成9年3月14日一部改正)				京都府環境を守り育てる条例	下水道法(放流水の水質の技術上の基準)		
	適用区域 (放流水排出先)		海域及び湖沼 以外	海域	湖沼	桂川上流、淀川・宇治川流域及び木津川水域		安曇川及び神崎川水域				舞鶴湾、阿蘇海及び久美浜湾水域	
	新設・既設の別					新設 (昭和50年11月1日以降(ただし、淀川・宇治川流域であって、日量50m ³ 以上については、昭和46年6月24日以降))	既設 (昭和50年10月31日以前(ただし、淀川・宇治川流域であって、日量50m ³ 以上については、昭和46年6月24日以前))	新設 (平成8年4月1日以降)	既設 (平成8年3月31日以前)			新設 (平成8年4月1日以降)	既設 (平成8年3月31日以前)
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.0~9.0	5.8~8.6	—	—	—	—	—	—	★	5.8~8.6※2		
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	160(120)	★	★	25(20)	(20)	25(20)	(20)	★	★	★	(*)※2		
化学的酸素要求量 (mg/L)	★	160(120)	160(120)	★	★	★	★	25(20)	(20)	★	◎		
浮遊物質 (mg/L)	200(150)	200(150)	200(150)	90(70)	(70)	90(70)	(70)	90(70)	(70)	★	(40)※2		
ノルマルヘキサン抽出物質	（鉱油類）(mg/L)	5	5	5	—	—	—	—	—	★	◎		
	（動植物油脂類）(mg/L)	30	30	30	20	—	20	—	★	★	★	◎	
フェノール類 (mg/L)	5	5	5	1	1	1	1	★	★	★	◎		
銅 (mg/L)	3	3	3	—	—	—	—	—	—	★	◎		
亜鉛 (mg/L)	2	2	2	—	—	—	—	—	—	★	◎		
溶解性鉄 (mg/L)	10	10	10	—	—	—	—	—	—	★	◎		
溶解性マンガン (mg/L)	10	10	10	—	—	—	—	—	—	★	◎		
クロム (mg/L)	2	2	2	—	—	—	—	—	—	★	◎		
大腸菌群数 (個/cm ³)	(3000)	(3000)	(3000)	—	—	—	—	—	—	★	(3000)※2		
全窒素 ※1 (mg/L)	120(60)	120(60)	120(60)	—	—	—	—	—	—	★	(*)※2		
全燐 ※1 (mg/L)	16(8)	16(8)	16(8)	—	—	—	—	—	—	★	(*)※2		
ニッケル (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	◎		

備考

1 「★」は排水基準の適用がないこと、「-」は排水基準の規定がないこと、「*」は下水の放流先の河川その他の公共用水域又は海域の状況等を考慮して公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定める計画放流水質、「◎」は排水基準を定める環境省令、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例又は京都府環境を守り育てる条例に基づく基準値、()の数值は日間平均による基準値を示す。

2 ※1は、舞鶴湾、阿蘇海、宮津湾、久美浜湾及び瀬戸内海並びにこれらの海域に流入する公共用水域に排出される排出水に適用される。

3 ※2は、雨水の影響の少ないときの基準。なお、合流式の下水道の降雨による雨水の影響の大きい時(1降雨の総降雨量が10mm以上30mm以下の降雨の時)の基準は、「各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値：5日間につき40mg/L」

下水道終末処理施設からの放流水に係る排水基準(有害物質)

項目(単位)	法令		水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例 (平成27年3月20日一部改正)				下水道法 (放流水の水質の技術上の基準)
	適用水域	水質汚濁防止法(排水基準を定める環境省令)	桂川上流、淀川・宇治川及び木津川水域		安曇川、神崎川、舞鶴湾、阿蘇海及び久美浜湾水域		
	新設・既設の別		新設(昭和50年11月1日以降)	既設(昭和50年10月31日以前)	新設(平成8年4月1日以降)	既設(平成8年3月31日以前)	
	排水量(m ³ /日)			2,000以上		2,000以上	
カドミウム	(mg/L)	0.03	—	—	—	—	◎
シアン	(mg/L)	1	0.5	0.5	0.5	0.5	◎
有機燐	(mg/L)	1	0.5	0.5	0.5	0.5	◎
鉛	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
六価クロム	(mg/L)	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	◎
砒素	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
総水銀	(mg/L)	0.005	—	—	—	—	◎
アルキル水銀		検出されないこと。	—	—	—	—	◎
PCB	(mg/L)	0.003	—	—	—	—	◎
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2	—	—	—	—	◎
四塩化炭素	(mg/L)	0.02	—	—	—	—	◎
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04	—	—	—	—	◎
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1	—	—	—	—	◎
シス1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4	—	—	—	—	◎
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3	—	—	—	—	◎
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06	—	—	—	—	◎
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02	—	—	—	—	◎
チウラム	(mg/L)	0.06	—	—	—	—	◎
シマジン	(mg/L)	0.03	—	—	—	—	◎
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2	—	—	—	—	◎
ベンゼン	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
セレン	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
ほう素	(mg/L)	陸水域 10 海域 230	—	—	—	—	◎
ふっ素	(mg/L)	陸水域 8 海域 15	—	—	—	—	◎
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	(mg/L)	100 ※1	—	—	—	—	◎
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5	—	—	—	—	◎
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10 ※2	—	—	—	—	◎

備考

1 「—」は排水基準の規定がないこと。「◎」は排水基準を定める環境省令に基づく基準値を示す

2 ※1は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

3 ※2は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準

下水道への下水の排除基準

下水道法		第11条の2	第12条	第12条の2	第12条の11
内容		使用開始等の届出を要する下水の水質	除害施設の設置等に関する基準	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準	除害施設の設置等に係る下水の水質の基準
項目(単位)	下水道法施行令	第8条の2	—	第9条の4	第9条の10
カドミウム	(mg/L)	0.03以下	—	0.03以下	0.03以下
シアン	(mg/L)	1以下 ※	—	1以下 ※	1以下 ※
有機燐	(mg/L)	1以下 ※	—	1以下 ※	1以下 ※
鉛	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
六価クロム	(mg/L)	0.5以下 ※	—	0.5以下 ※	0.5以下 ※
砒素	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
総水銀	(mg/L)	0.005以下	—	0.005以下	0.005以下
アルキル水銀		検出されないこと。	—	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	(mg/L)	0.003以下	—	0.003以下	0.003以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2以下	—	0.2以下	0.2以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.02以下	—	0.02以下	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04以下	—	0.04以下	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1以下	—	1以下	1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4以下	—	0.4以下	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3以下	—	3以下	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06以下	—	0.06以下	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02以下	—	0.02以下	0.02以下
チウラム	(mg/L)	0.06以下	—	0.06以下	0.06以下
シマジン	(mg/L)	0.03以下	—	0.03以下	0.03以下
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2以下	—	0.2以下	0.2以下
ベンゼン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
セレン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
ほう素	(mg/L)	陸水域 10以下 海域 230以下	—	陸水域 10以下 海域 230以下	陸水域 10以下 海域 230以下
ふっ素	(mg/L)	陸水域 8以下 海域 15以下	—	陸水域 8以下 海域 15以下	陸水域 8以下 海域 15以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5以下	—	0.5以下	0.5以下
フェノール類	(mg/L)	5以下	—	5以下	5以下
銅	(mg/L)	3以下	—	3以下	3以下
亜鉛	(mg/L)	2以下	—	2以下	2以下
溶解性鉄	(mg/L)	10以下	—	10以下	10以下
溶解性マンガン	(mg/L)	10以下	—	10以下	10以下
クロム	(mg/L)	2以下	—	2以下	2以下
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10以下	—	10以下	10以下
			施行令第9条	施行令第9条の5	施行令第9条の11
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	(mg/L)	125未満		380未満(125未満)	380未満(125未満)
水素イオン濃度		5.7を超え8.7未満	5以下又は9以上	5を超え9未満(5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満(5.7を超え8.7未満)
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	300未満	—	600未満(300未満)	600未満(300未満)
浮遊物質	(mg/L)	300未満	—	600未満(300未満)	600未満(300未満)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	5以下	5を超えるもの	5以下	5以下
	(動植物油脂類)	30以下 ※	30を超えるもの	30以下 ※	30以下 ※
全窒素	(mg/L)	150未満	—	240未満(150未満)	240未満(150未満)
全燐	(mg/L)	20未満	—	32未満(20未満)	32未満(20未満)
温度	(℃)	40未満	45以上	—	45未満(40未満)
沃素消費量	(mg/L)	220未満	220以上	—	—
その他横出し項目		—	—	—	★

備考

1 下水道法施行令第9条、第9条の5、第9条の11は、公共下水道管理者が定める条例の基準として示されたものであり、実際に適用される数値については、それぞれ該当する条例を参照のこと。

2 ()内の数値は製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水に対して公共下水道管理者が条例により施行令の基準より厳しいものとする場合の基準として示されたものであり、実際に適用される基準については、それぞれ該当する条例を参照のこと。

3 「※」は、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例による上乗せ基準があることを示す。上乗せ基準の数値は、前ページの表を参照のこと。

4 「★」は、水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、BODに類似する項目及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の横出し条例により下水道終末処理場からの放流水について基準が定められた場合、その項目と数値を条例で定めることができるもの

資料2 執行体制

(令和2年7月27日現在)

京都府 建設交通部	水環境対策課(下水道・農業集落排水・浄化槽)		075-414-5206
	流域下水道事務所	総務課、施設整備課、施設管理課	075-954-1877
		洛西浄化センター	075-955-4592
		洛南浄化センター	075-632-1433
		宮津湾浄化センター	0772-22-8525
		木津川上流浄化センター	0774-98-3610

市町村名	担当	部	課	電話番号
京都市	下水道(汚水・雨水)	上下水道局 総務部、技術監理室、下水道部		075-672-7706
	農業集落排水	産業観光局 農林振興室	農業振興整備課	075-222-3352
	浄化槽	環境政策局	環境指導課	075-213-0928
福知山市	下水道(汚水・雨水)・浄化槽	上下水道部	経営総務課	0773-22-6503
	下水道(汚水・雨水)・農業集落排水		下水道課	0773-23-2085
舞鶴市	下水道(汚水・雨水)・農業集落排水・漁業集落排水・浄化槽	上下水道部	経営企画課	0773-62-1633
			お客様サービス課	0773-66-1028
			下水道整備課	0773-66-1029
綾部市	下水道(汚水・雨水)・農業集落排水・浄化槽	上下水道部	下水道課	0773-42-4294
宇治市	下水道(汚水)	上下水道部	下水道計画課	0774-20-8797
			下水道管理課	0774-20-8744
			下水道建設課	0774-20-8745
			水管理センター	0774-39-9306
	下水道(雨水)	上下水道部	雨水対策課	0774-21-1586
浄化槽	人権環境部	環境企画課	0774-20-8726	
宮津市	下水道(汚水)	建設部	上下水道課	0772-45-1634
	浄化槽			0772-45-1635
	下水道(雨水)		土木管理課	0772-45-1629
亀岡市	下水道(汚水・雨水)・農業集落排水	上下水道部	総務・経営課	0771-25-6764
			お客様サービス課	
			下水道課	
	年谷浄化センター	0771-24-4443		
浄化槽	環境市民部	環境政策課	0771-25-5015	
城陽市	下水道(汚水)	上下水道部	上下水道課	0774-52-2057
			経営管理課	0774-52-2044
	下水道(雨水)	都市整備部	土木課	0774-56-4072
	浄化槽	市民環境部	環境課	0774-56-4061
向日市	下水道(汚水・雨水)	上下水道部	下水道課	075-931-1111
			営業課	
	浄化槽	環境経済部	環境政策課	075-931-1111

市町村名	担当	部	課	電話番号
長岡京市	下水道(汚水・雨水)	上下水道部	総務課	075-955-9714
			下水道施設課	075-955-9723
	浄化槽	環境経済部	環境業務課	075-955-9530
八幡市	下水道(汚水・雨水)	上下水道部	下水道課	075-983-5419
	下水道(雨水)	都市整備部	道路河川課	075-983-5302
	浄化槽	環境経済部	環境業務課	075-983-5340
京田辺市	下水道(汚水)・農業集落排水・浄化槽	上下水道部	下水道課	0774-64-1352
	下水道(雨水)	建設部	都市整備課	0774-64-1346
京丹後市	下水道(汚水)・農業集落排水・漁業集落排水・浄化槽	上下水道部	経営企画整備課	0772-69-0550
			施設管理課	0772-69-0580
	下水道(雨水)	建設部	都市計画・建築住宅課	0772-69-0530
			土木課	0772-69-0520
南丹市	下水道(汚水・雨水)・農業集落排水 浄化槽	上下水道部	下水道課	0771-68-0054
木津川市	下水道(汚水・雨水)	上下水道部	下水道課	0774-75-1252
	浄化槽	市民部	まち美化推進課	0774-75-1215
大山崎町	下水道(汚水・雨水)	環境事業部	上下水道課	075-953-6012
	浄化槽		経済環境課	075-953-6008
久御山町	下水道(汚水)	事業建設部	上下水道課	075-631-9987
	下水道(雨水)		都市整備課	075-631-9961
	浄化槽	民生部	環境保全課	075-631-9917
井手町	下水道(汚水)		上下水道課	0774-82-6169
	下水道(雨水)		建設課	0774-82-6167
	浄化槽		産業環境課	0774-82-6168
宇治田原町	下水道(汚水)・浄化槽(補助事業のみ)		上下水道課	0774-88-3337
	浄化槽(補助事業以外)		建設環境課	0774-88-6639
笠置町	浄化槽		税住民課	0743-95-2301
和束町	下水道(汚水)		建設事業課	0774-78-3007
	浄化槽		農村振興課	0774-78-3008
精華町	下水道(汚水・雨水)	上下水道部	上下水道課	0774-95-1912
	浄化槽	健康福祉環境部	環境推進課	0774-95-1925
南山城村	浄化槽		産業観光課	0743-93-0105
京丹波町	下水道(汚水)・農業集落排水・浄化槽		上下水道課	0771-83-9105
伊根町	漁業集落排水		地域整備課	0772-32-1000
	浄化槽		住民生活課	0772-32-0503
与謝野町	下水道(汚水)・農業集落排水・浄化槽		上下水道課	0772-43-9031
	下水道(雨水)		建設課	0772-43-9014

資料3 汚水処理事業等の補助率

1 下水道事業 (根拠 下水道法第34条)

(1) 流域下水道事業 (府事業) **社会資本整備総合交付金**

下水道防災事業 (補助金)

府費 1/4 (全額起債)		
府負担分(30%) 1/4×30%=0.075	交付税措置(70%) 1/4×70%=0.175	国費 ※ 1/2
市町村負担分 (30%) 1/4×30%=0.075	交付税措置(70%) 1/4×70%=0.175	
市町村費 1/4 (全額起債)		※終末処理場の主要な処理施設に係る国費率は2/3

(2) 公共下水道事業 (市町村事業) **社会資本整備総合交付金**

地方創生汚水処理施設整備推進交付金

下水道防災事業 (補助金)

受益者負担金等※1	市町村負担分 (50%)	交付税措置※3 (50%)	国費 ※2 1/2
-----------	-----------------	------------------	--------------

市町村費：国費と受益者負担金等の残額 (起債 ※1)

※1 受益者負担金 (分担金)・起債額は、市町村により異なる

※2 終末処理場の主要な処理施設に係る国費率は5.5/10

※3 交付税措置の割合は、人口密度により異なる

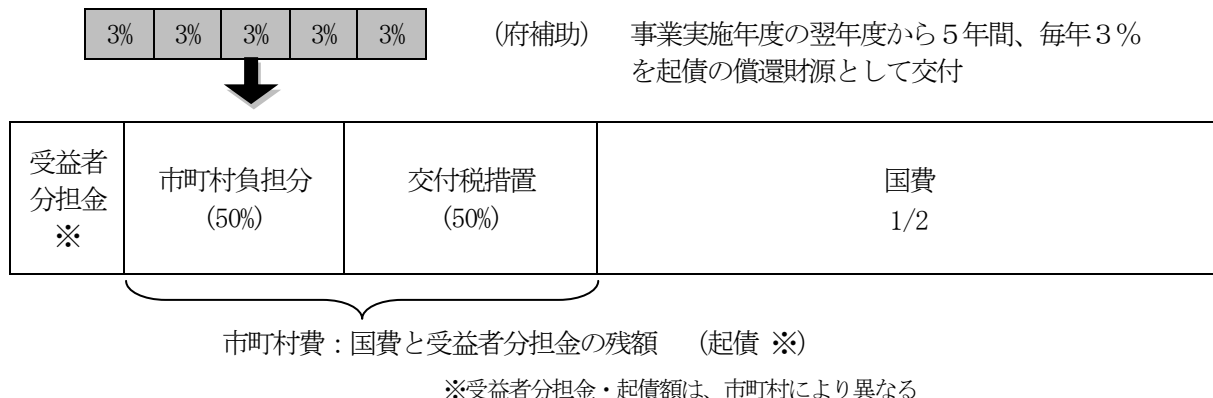
2 雨水貯留施設補助事業 (府と市町村の連携事業)

府費補助対象事業費		
(市町村が個人等へ助成 3/4)		
自己負担 1/4	市町村一般財源 ※4 1/2 又は 1/4	府費補助 1/4 上限 15 千円
	国庫補助 ※4 0 又は 1/4	

※4 国庫補助事業を実施している場合

3 農業集落排水事業

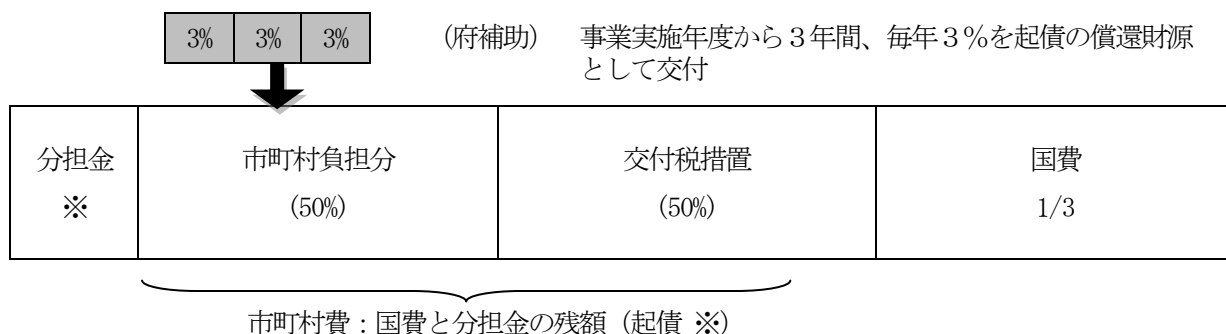
根拠 国費：農山漁村地域整備交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金
 府補助：農業集落排水事業推進交付金



4 浄化槽事業

(1) 公共浄化槽等整備推進事業 (市町村設置事業)

根拠 国費：循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金
 府補助：生活排水処理対策費補助金



※分担金・起債額は、市町村により異なる。

(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合、国費は1/2であり、府補助は2.5%×3年=7.5%である。)

(2) 浄化槽設置整備事業費補助金 (個人設置事業)

根拠 国費：循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金
 府補助：浄化槽設置整備事業費補助金

自己負担 (60%)	市町村 40%×1/3 ≒0.133	府補助 40%×1/3 ≒0.133	国費 40%×1/3 ≒0.133
------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------

40%を1/3ずつ負担

(市町村・府補助：80%を上限として交付税措置)

(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合、国費は40%×1/2=20%である。)

資料4 汚水処理事業の制度概況

(令和2年4月)

事業名 項目	流域下水道事業	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	浄化槽設置整備事業	公共浄化槽等 整備推進事業	コミュニティ・プラント事業
所管 事業主体 設置者 制度創設年度	国土交通省 都道府県 都道府県 昭和45年度	国土交通省 市町村 市町村 明治17年度	国土交通省 市町村 市町村 昭和50年度	農林水産省 市町村等 市町村等 昭和48年度	環境省 市町村 個人・事業者 昭和62年度	環境省 市町村 市町村 平成6年度	環境省 市町村 市町村 昭和41年度
事業対象 地域	主に都市計画区域 (2以上の市町村)	都市計画区域	市街化区域外	農業振興地域内	下水道等計画区域外		
計画処理 人口	原則10万人以上	特になし	概ね1,000人以上10,000 人以下	原則1,000人程度以下 (受益戸数20戸以上)	特になし	特になし	101人以上30,000人未 満
根拠法令	下水道法			浄化槽法			廃棄物の処理及び清掃 に関する法律
	都市計画法						
国庫 補助	補助対象 事業費	建設等に要する経費	建設等に要する経費 (汚水流量2m ³ /日以上 の管渠まで。ただし、市町 規模等により管渠の補助対 象範囲が異なる。)	建設等に要する経費 (末端2戸の管渠まで)	事業費の40% (補助基準額の範囲内)	事業費の100% (補助基準額の範囲内)	事業費の100% (引込工事を除く。)
	補助率	管渠等 1/2 処理場 高率: 2/3 低率: 1/2	管渠等 1/2 処理場 高率: 5.5/10 低率: 1/2	1/2	1/3 (環境配慮・防災まちづ くり浄化槽整備推進事 業の場合は1/2)	1/3 (環境配慮・防災まちづ くり浄化槽整備推進事 業の場合は1/2)	1/3 (公害防止対策事業の 場合は1/2)
京都府 補助等	(事業費-国費)×1/2	特になし		事業費の15%を事業実 施年度の翌年度から5 年間均等交付 (3%×5年=15%)	国庫補助1/3事業の 場合は1/3 (国庫補助1/2事業の 場合は1/4(予定))	事業費の9%(国庫補助 1/2事業の場合、7.5%) を事業実施年度から3 年間均等交付 (3%×3年=9%又は2.5% ×3年=7.5%)	特になし

資料5 地方公営企業法の適用状況(京都府内の状況)

法適用年月	市町村名	法適用年月	市町村名
S30.4	京都市	H30.4	京田辺市
S55.4	亀岡市	H31.4	京都府
H20.4	城陽市	H31.4	綾部市
H22.4	八幡市	H31.4	精華町
H24.4	福知山市	H31.4	宇治田原町
H27.4	宇治市	R2.4	宮津市
H29.4	木津川市	R2.4	向日市
H29.4	長岡京市	R2.4	京丹後市
H29.4	久御山町	R2.4	南丹市
H30.4	舞鶴市		

※下水道事業のみ

資料6 包括的民間委託における契約期間及び受注業者

(1)京都府

浄化センター	契約期間	受注業者
洛 南	平成 23～平成 25 年度(3年間)	アイテック(株)
	平成 26～平成 28 年度(3年間)	アイテック(株)
	平成 29～平成 31 年度(3年間)	アイテック(株)
	令和 2～令和 4年度 (3年間)	アイテック(株)
宮 津 湾	平成 19～平成 21 年度(3年間)	日本メンテナンスエンジニアリング(株)
	平成 22～平成 24 年度(3年間)	日本メンテナンスエンジニアリング(株)
	平成 25～平成 27 年度(3年間)	日本メンテナンスエンジニアリング(株)
	平成 28～平成 30 年度(3年間)	日本メンテナンス・サニタリー共同企業体
	平成 31～令和5年度(5年間)	日本メンテナンス・サニタリー共同企業体
木津川上流	平成 21～平成 23 年度(3年間)	昭和環境システム(株)
	平成 24～平成 26 年度(3年間)	昭和環境システム(株)
	平成 27～平成 29 年度(3年間)	昭和環境・日本メンテナンス共同企業体
	平成 30～令和3年度(4年間)	ヴェオリア・日本メンテナンス共同企業体

(2)各市町

市町	契約期間	受注業者
亀岡市	令和 2 年度～令和 4 年度(3 年間)	東洋メンテナンス(株)
和束町	令和 2 年 6 月～令和 4 年度 (34 箇月)	アイテック(株)